

諮問番号 令和7年諮問第2号

答申番号 令和7年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、却下すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）の主張は、おおむね以下のとおりである。

処分庁が、令和〇年〇月〇日付けで、請求人の戸籍全部事項証明書及び住民票の写しを各〇通ずつ交付した処分（以下「本件各処分」という。）は、処分庁の担当者が、〇〇地方裁判所書記官に電話で必要性を確認しただけであり、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3及び戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2に定める「正当な理由」を欠き、違法である。

2 審査庁の主張（裁決についての考え方）

審理員意見書によると、本件各処分に係る戸籍全部事項証明書及び住民票の写しは交付が完了している上、既に〇〇地方裁判所に提出されており、本件各処分は、その目的を達成して、その法的効果は消滅しているものと解されることから、本件審査請求は審査請求の利益を欠いた不適法なものであり、これを補正することができないことが明らかであるとある。

したがって、審理員意見書のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、本件審査請求は却下されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 認定事実について

令和○年○月○日、処分庁は、請求人の戸籍全部事項証明書及び住民票の写しの交付申請を行った申請者に対し、次の経緯を経て、申請者の申請どおり、戸籍全部事項証明書及び住民票の写しを各○通ずつ（審理員意見書の項番4(1)において「各○通ずつ」と記載されているのは、「各○通ずつ」の誤記である。）交付した。

申請者は、○○地方裁判所に係属中の事件において、同事件の被告と請求人の関係が証明された戸籍全部事項証明書及び港区内の住所の異動履歴がわかる住民票の写しを各○通ずつ提出するよう裁判所から求められていると説明した。

処分庁担当者は、○○地方裁判所に電話をして上記内容を確認した後、申請者に対してその申請に基づいて、請求人の戸籍全部事項証明書及び住民票の写し各○通ずつを交付した。

2 判断

- (1) 処分についての審査請求に関しては、法第2条において「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」とされており、この「行政庁の処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」とされている（最高裁判所第三小法廷昭和53年3月14日判決 民集32巻2号211頁）。

したがって、処分の目的の達成、処分の取消し、期間の経過などにより、処分の法的効果が失われた場合には、当該処分によって審査請求人の権利利益が侵害されるおそれはないから、審査請求をする法律上の利益（審査請求の利益）はなく、審査請求は不適法なものとなる。もっとも、処分の取消しによって法的に原状回復義務が生じる場合には、なお審査請求の利益があるから審査請求は適法というべきである。

- (2) そこで、これを本件についてみると、本件各処分は、戸籍法第10条の2第1項及び住民基本台帳法第12条の3第1項の規定に基づき、本人以外の者（第三者）からの申出に対し、戸籍全部事項証明書及び住民票の写しの交付を決定したものであるところ、これら交付決定に係る戸籍全部事項証明書及び住民票の写しは、交付が完

了している上、既に〇〇地方裁判所に提出されており、同決定は、その目的を達成して、その法的効果は消滅しているものと解される。そして、戸籍全部事項証明書及び住民票の写しの交付が完了したことによりこれらの交付決定処分の効果が消滅した後において、原処分の取消しにより原状回復義務を生じさせる法令上の規定はなく、他に当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益の存在は見出し難い。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は審査請求の利益を欠いた不適法なものであり、これを補正することができないことが明らかであるから、法第45条第1項の規定を適用して、却下すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和〇年〇月〇日 審査庁から諮問書の受付
- 2 令和〇年〇月〇日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会への諮問の適正性について

当審査会は、本件が法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについて、当審査会への諮問が適当であると判断した。

2 調査権限の行使について

当審査会は、法第74条の規定に基づく調査権限を行使しないこととした。

3 審理手続の適正性について

当審査会は、本件において審理員による適正な審理手続が行われたものと認めた。

4 請求人の不服申立人適格について

当審査会は、審査請求書、弁明書、審理員意見書等を踏まえ検討し、審理員意見書の判断は首肯できるものであるとの結論に至った。

5 審査会の判断について

(1) 以上のことから、当審査会への諮問、審理員が行った審理手続は、

いずれも適正かつ適法である。

(2) 本件各処分 of 取消しによって回復すべき法律上の利益の存在は見出し難く、本件審査請求は審査請求の利益を欠いた不適法なものである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

港区行政不服審査会